

## H30 年度グリーン化事業にグループ応募申請をされる皆様への注意点

- 1 グループが、評価事務局・実施支援室に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述、事実と異なる内容の記載を行わないでください。
- 2 評価事務局・長寿命型等支援室・高度省エネ型支援室から資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消を行うことがあります。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中または完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業に関し不正行為、重大な誤り等が認められた時は、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、支払い済の補助金のうち取消対象となった額を返還していただきます。
- 5 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 事業開始は、グループおよび事業の種類を決定した採択通知日以降となります。採択通知の発出前に着工した木造住宅・建築物（長寿命型、高度省エネ型（認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅）、優良建築物型）は補助対象となりません。また、高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）は、着工許可受領以前に着工したものは補助対象になりません。  
さらに、平成 30 年度内に実績報告着手に至らないものについては補助の対象となりません。
- 7 グループ応募時または交付決定された事業内容からの変更は、原則認められません。
- 8 補助事業にかかわる資料等は、事業完了の属する年度の終了後 5 年間、保存していただく必要があります。
- 9 補助金で取得し、または効用の増加した財産（取得財産等）を、処分制限期間（補助金受領後から 10 年間、または耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することをいう。）しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければなりません。そのうえで交付決定が取り消された場合には補助金の全部または一部を返還していただきます。なお、国土交通大臣は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 10 事業完了後も、事業報告書（ゼロ・エネルギー住宅はエネルギー報告等）の提出や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。